

高濃度 P C B 含有電気工作物の 適正な処理に向けた一層の取組について

令和 3 年 1 0 月 2 1 日

経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

**1. 高濃度PCB含有電気工作物に係る電気事業法関係
法令に基づくこれまでの取組**

2. 高濃度PCB含有電気工作物に係る使用禁止のため
の追加的な取組

1-1. 高濃度PCB含有電気工作物に係る電気事業法による措置

- 改正PCB特措法が2016年8月1日、施行。
- PCB特措法の高濃度PCB使用製品のうち、電気事業法の電気工作物に該当するものについては、PCB特措法の計画的処理完了期限まで廃棄義務等の適用除外とされ、電気事業法において相当の措置を講じることとされた。
- このため、電気事業法では、高濃度PCB含有電気工作物として、
 - ① 電気設備技術基準に基づく使用禁止
 - ② 電気関係報告規則に基づく管理状況の届出
 - ③ 主任技術者内規に基づく電気主任技術者が行う掘り起こし（該当物の有無の確認）の措置を行い、高濃度PCB含有電気工作物の早期処理を促進してきた。

1-2. 使用禁止の措置（詳細）

- 高濃度PCB含有電気工作物は、1976年10月16日以前から、当時の電気設備技術基準の改正時の経過措置により、電路での継続使用が認められてきたが、2016年の電気設備技術基準の改正により、告示により区域ごとに使用期限を設定。

➤ 電気設備技術基準（省令）における使用禁止の規定

（電気設備技術基準省令附則第2項）

この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物については、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手しているもののうち、別に告示する電気工作物であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油（当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものに限る。）を使用するものについては、別に告示する期限（以下この項において単に「期限」という。）の翌日（期限から一年を超えない期間に当該電気工作物を廃止することが明らかな場合は、期限から一年を経過した日）以後、第十九条第十四項の規定を適用する。

（注：2016年9月改正により、1997年全部改正時の附則第2項を改正し、ただし書を追加等している。）

<電気設備技術基準省令に基づく告示で定める期限>

施設されている場所の所在する区域	期限
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	<u>2022年3月31日</u>
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	<u>2021年3月31日（使用禁止の段階）</u>
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	<u>2018年3月31日（使用禁止の段階）</u>

- ✓ ただし、PCB特措法と同様に、従来より計画的に処分を進めてきた者は、JESCOとの間で特例処分に適用する処分委託契約書を締結した場合には、告示の期限を、一年延長できる。

1-3. 電気主任技術者が行う掘り起こしの措置（詳細）

- 2016年10月、主任技術者内規を改正し、電気主任技術者の「職務」に高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認が含まれることを明確化。
- 同時に、PCB内規を改正し、電気工作物の設置者に対して、電気主任技術者に高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認（掘り起こし）を行わせるよう要求。
- 掘り起こしにより、新たに使用中の高濃度PCB含有電気工作物が発見された場合には、その都度電気関係報告規則に基づく届出が義務づけられており、産業保安監督部がこれを把握することができる。
- また、掘り起こしの進捗状況を把握するため、経済産業省では、電気保安関係業界の協力を得て、自家用電気工作物の年次点検等における高濃度PCB含電気工作物の有無の確認について、事業場をサンプリングしたサンプル調査（定点観測）を毎年度実施してきたところ。

<サンプル調査の方法>

電気管理技術者・電気保安協会の協力を得て、各都道府県の20事業場（全国で計940事業場）を選定し、電気主任技術者が行う年次点検等において、高濃度PCB含有電気工作物の有無を確認し、結果を経産省へ報告。

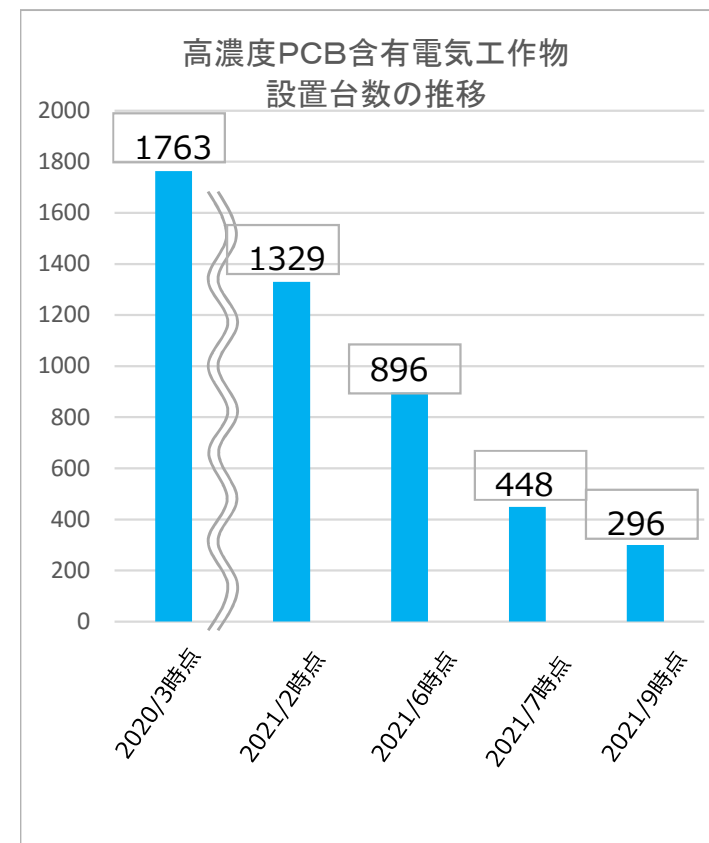
<サンプル調査の実施状況>

2016年12月から開始し、1年間の実施状況について確認、以後継続して確認を実施中。
上記取組により、直近3カ年で新たに発見された件数は、各事業地域とも概ね減少。

1-4. 高濃度PCB含有電気工作物の残り台数（JESCO事業エリア別）

- 電気事業法による措置等によって、高濃度PCB含有電気工作物の残り台数は、2021年2月末から9月末までの直近7か月間で大幅に減少。

	2021年2月末	2021年9月末
北海道事業エリア	185	48 (41)
東京事業エリア	446	172 (126)
豊田事業エリア	626	68 (39)
大阪事業エリア	72	8 (3)
合計	1,329	296 (209)



※ 集計方法は、電気関係報告規則に基づく設置等届出（様式13の2）から、当該月末までの廃止届出（様式13の4）を差し引いた件数。

※ 表内の数字は機器台数、（）内数は事業者数

1-5. 高濃度PCB含有電気工作物の残り台数【都道府県別】

全国計	2021年9月末		
	変圧器	電力用コンデンサー等	計
	0 (0)	296 (209)	296 (209)

数字は機器台数
()内数は事業者数

JESCO 事業 エリア	都道府県名	2021年9月末		
		変圧器	電力用コンデンサー等	計
北海道 事業	北海道	0	14 (14)	14 (14)
	青森県	0	0	0
	岩手県	0	0	0
	宮城県	0	0	0
	秋田県	0	0	0
	山形県	0	0	0
	福島県	0	0	0
	茨城県	0	13 (8)	13 (8)
	栃木県	0	10 (9)	10 (9)
	群馬県	0	3 (3)	3 (3)
	新潟県	0	0	0
	富山県	0	1 (1)	1 (1)
	石川県	0	1 (1)	1 (1)
	福井県	0	1 (1)	1 (1)
	山梨県	0	4 (3)	4 (3)
	長野県	0	1 (1)	1 (1)
計	0	48 (41)	48 (41)	

JESCO 事業 エリア	都道府県名	2021年9月末		
		変圧器	電力用コンデンサー等	計
東京 事業	埼玉県	0	23 (16)	23 (16)
	千葉県	0	15 (11)	15 (11)
	東京都	0	92 (68)	92 (68)
	神奈川県	0	42 (31)	42 (31)
	計	0	172 (126)	172 (126)

JESCO 事業 エリア	都道府県名	2021年9月末		
		変圧器	電力用コンデンサー等	計
豊田 事業	岐阜県	0	11 (7)	11 (7)
	静岡県	0	17 (11)	17 (11)
	愛知県	0	34 (17)	34 (17)
	三重県	0	6 (4)	6 (4)
	計	0	68 (39)	68 (39)

JESCO 事業 エリア	都道府県名	2021年9月末		
		変圧器	電力用コンデンサー等	計
大阪 事業	滋賀県	0	0	0
	京都府	0	0	0
	大阪府	0	3 (2)	3 (2)
	兵庫県	0	5 (1)	5 (1)
	奈良県	0	0	0
	和歌山県	0	0	0
	計	0	8 (3)	8 (3)

1. 高濃度PCB含有電気工作物に係る電気事業法関係
法令に基づくこれまでの取組

2. 高濃度PCB含有電気工作物に係る使用禁止のため
の追加的な取組

2-1. 高濃度PCB含有電気工作物の使用禁止のための追加的な取組

- 北九州事業エリアにおいて、処分期間後に高濃度PCB廃棄物が発見された事例を受け、経済産業省においても、今後処分期間を迎える他の事業区域において同様の事例が繰り返されることのないよう対策を強化。
- 各監督部においては、電気関係報告規則に基づき届出されている高濃度PCB含有電気工作物については、事業場ごとに詳細な個別管理を実施。環境省や地方自治体、JESCO等を通じ定期的に処理状況を確認するとともに、処理が遅れている設置者に対し、現地調査や電気事業法に基づく報告徴収や立入検査を実施。
- 行政で把握できていない高濃度PCB含有電気工作物については、
 - ① 電気主任技術者を通じた確認要請
 - ② 環境省、地方自治体、JESCOと連携した周知や現地調査
 - ③ 設置者宛の要請文発出
 - ④ 各監督部の関係団体を通じた情報発信など制度周知、早期処理への要請を実施。

2-2. 使用期限終了前の行政指導・行政処分

- 電気事業法では、PCB含有電気工作物の新設を禁止するとともに、現在、電路に設置されている高濃度PCB含有電気工作物についても、処分期間内の廃止を措置。
- 経済産業省として、高濃度PCB含有電気工作物の設置者に対しては、処分期間までの廃止完了に向け、使用停止や電路からの取り外しを強く指導していく。
- また、処分期間後に立入検査等により技術基準適合維持義務に違反している事実が確認され、行政指導によっても改善が見込まれない場合には、電気事業法第40条の規定に基づき、設置者に対し事業用電気工作物の使用の一時停止等を命じる（適合命令）。

(1) 関係機関との連携

技術基準への適合命令を受けた設置者に対し、地方自治体において速やかな対応が可能となるよう、各監督部等が技術基準適合命令を行う場合は、設置者が所在する地方自治体に対し、速やかに情報提供を行うことで、その事実が確実に確知されるよう努める。

(2) 大阪事業地域における行政処分の実施方針

大阪事業地域では、**現在（2021年10月19日時点）**、使用中の**高濃度PCB含有電気工作物が4事業者、11台が残存する**。これらについては、特例処分期限日である2022年3月31日までの廃止を行うよう強く行政指導を継続。並行して、監督部（近畿支部）においては、立入検査等により処分期間経過後の状況を確認する必要性が高い案件について精査を行っており、速やかに事実確認を実施、必要な手続を経た上で、適合命令を発出することとしている。

2-3. 使用禁止のための本省・監督部の取組強化

- 各監督部の先進的な取組について、他の監督部でも同様に取り組めるよう、本省において、全監督部への情報共有を適時実施。
- 具体的には、制度周知・早期処理の要請、PCB含有電気工作物の所有者に対する個別アプローチを行う。

(1) 制度周知・早期処理の要請

- 各設置者に対する要請文を発出。

監督部のSNS等を活用し、定期的に情報発信。

- 電気主任技術者による電気設備の定期点検時の確認要請

電気主任技術者に対し、改めて高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認を求める要請文を発出。

現在、一部監督部で実施している、電気保安協会の会報誌など関係機関紙への掲載依頼、認定学校や工事関係団体への周知依頼、HP以外の情報発信ツール（メルマガ、ツイッター等）の更なる活用による周知を全ての監督部に要請。

(2) PCB含有物の所有者に対する個別アプローチ

- PCB含有物の設置届出者に対しては、個別管理を実施

現在、一部監督部で実施している、上記の未提出者に対する要請文書郵送による督促、低濃度PCB保有事業者やPCB多数保有事業者に対するヒアリング実施、自治体・JESCO等と関係機関と合同での現地調査実施検討など、確実なPCB処理促進に資する取組について全ての監督部に要請。

2-4. 使用禁止のための監督部と自治体との連携強化

- 使用禁止に向け、PCB内規に基づく情報提供の拡大として、定期的に電気事業法のデータの提供を監督部から自治体に対して、プッシュ型で高頻度で行っていく。
- 監督部が行う立入検査については、必要に応じて、環境事務所、自治体、JESCOと連携して実施する。

(1) PCB内規に基づく情報提供の拡大

PCB内規の「11. 関係機関への情報提供」に基づき、各都道府県及びPCB特措法政令市に対して、情報提供を行ってきたが、2021年4月から、各監督部は、定期的に電気事業法のデータの提供をプッシュ型で行っている。具体的には、2021年4月からは隔月、10月からは毎月提供することとし、情報の共有による取組強化を図っている。

【例：関東東北産業保安監督部 の場合】

関係自治体

① 9 都県

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県

② 17 市（PCB特措法政令市）

水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、さいたま市、川越市、越谷市、川口市、千葉市、船橋市、柏市、八王子市、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、甲府市

(2) 立入検査の連携強化（立入検査時のJESCOの協力）

設置者に対して、使用中のPCB含有電気工作物の廃止だけでなく、処分までをも確実に行為させるため、産業保安監督部が行う立入検査に、必要に応じて地方環境事務所、自治体、JESCOが立ち会い、合同で行うこととする。JESCOからは、処分手数料や助成制度などの必要な経費に関する説明をお願いする。

2-5. 北海道ブロックの取組（北海道産業保安監督部）

- これまでPCB含有物の処理促進に向けて広報活動に取り組んできたところ。
- 確実なPCB処理を実現するため、高濃度PCB含有物の処理状況を個別管理する等により早期処理に向けたフォローアップを行う。

①早期処理に関する広報活動

- ・監督部のHPの活用（各種会議や説明会などの開催案内に併せてパンフレットの提示）
- ・窓口対応時のパンフレット配布や電話対応時の確認
- ・業界紙への掲載（『北海道のでんき』、『電気と保安』）

②PCB含有物の設置者に対する定期調査

- ・PCB含有物の設置者に対する定期的なフォローアップ（管理状況届出書に基づく未提出者等に対する個別アプローチ）
- ・PCB含有物の設置者のうち、フォローアップに対応しない者に対する個別アプローチ（電話督促、現場出向）

③関係機関との連携※今後の検討中

- ・地方環境事務所や都道府県等・政令市との定期的な会合
- ・電気主任技術者（保安協会や管理技術者等）への協力要請
- ・電気工事工業会（地方電業協会、電気工事工業会等）への協力要請

（1）制度周知・早期処理の要請※検討中

- ・左記①の取組に加え、**各設置者に対する要請文を発出。**
（監督部のSNS等を活用し、定期的な情報発信。）
※当部HPのPCB含有電気工作物に係るページの確認
- ・**電気主任技術者による電気設備の定期点検時の確認要請**
→保安協会会報誌など関係機関紙への掲載依頼、認定学校や工事関係団体への周知依頼、（HP以外の情報発信ツール（ツイッター等）の更なる活用による周知）

（2）PCB含有電気工作物の所有者に対する個別アプローチ

- ・左記②の取組として、**PCB含有物の設置届出者に対し個別管理を実施**（管理状況届出書の未提出者に対しては、電話督促だけでなく、電気事業法に基づく報告徴収や立入検査を検討中）
→上記の未提出者に対する要請文書郵送による督促、自治体・JESCO等と関係機関と合同での現地調査実施検討など、確実なPCB処理促進に資する取組について検討。

2-6. 東北ブロックの取組（関東東北産業保安監督部東北支部）

- これまでPCB含有物の処理促進に向けて広報活動に取り組んできたところ。
- 昨年5月以降、高濃度PCB管理状況届出書の提出があった全ての事業者等に対し直接（電話で）ヒアリングし、処分計画等の確認し、及び電路から外した場合には、県及びJESCOへの登録（届出）を促してきた。
- その結果、昨年7月末の設置件数は28件（16設置者）であったが、**本年8月末現在で0件**となった。また、掘り起こし調査として、適宜、以下の対応を行った。

<主な実施内容>

- ・電気保安法人及び電気管理技術者団体に対し、口頭で協力依頼
- ・電気安全講習会(東北7県)において、周知（各1回/県）
- ・環境省・当省環境管理推進室主催による「PCB説明会」において説明（毎年1回）
- ・自治体の掘り起こし調査への協力・支援（自家用電気工作物設置者データの提供）（随時）
- ・監督部HP掲載及び事務室(受付窓口)でのパンフレットの配布と来訪者に対する周知（随時）
- ・自家用立入検査時に、PCB含有電気工作物有無確認（昨年は2件）

2-7. 関東ブロックの取組 (関東東北産業保安監督部)

1. PCB所有事業場に対する取組

○令和3年1月からの取組

- ・当部管内における高濃度PCB含有電気工作物所有事業場は737件 (本年1月時点)
- ・処分期限 (令和4年3月末) までに処分を完工させるため、以下の取組を実施。

<取組内容>

●行政指導対象事業場 (赤グラフ) への取組 **165件 → 16件まで絞込**

※ 昨年の取組の結果、連絡先不明(郵便物不達・電話不通)の事業場16件が残った。
これらの事業場に対し、連絡先特定のため以下の取り組みを実施。

①電気主任技術者への督促の実施

▶ 保安ネットの活用により電気主任技術者の連絡先を確認し、個別電話にて督促。

②ゼンリン地図により事業場住所特定 → 当該事業場・近隣法人連絡先の特定

▶ 近隣の法人・商店にも電話し、当事者の連絡先や現地状況の変遷など聞き取り。

③現地調査の実施

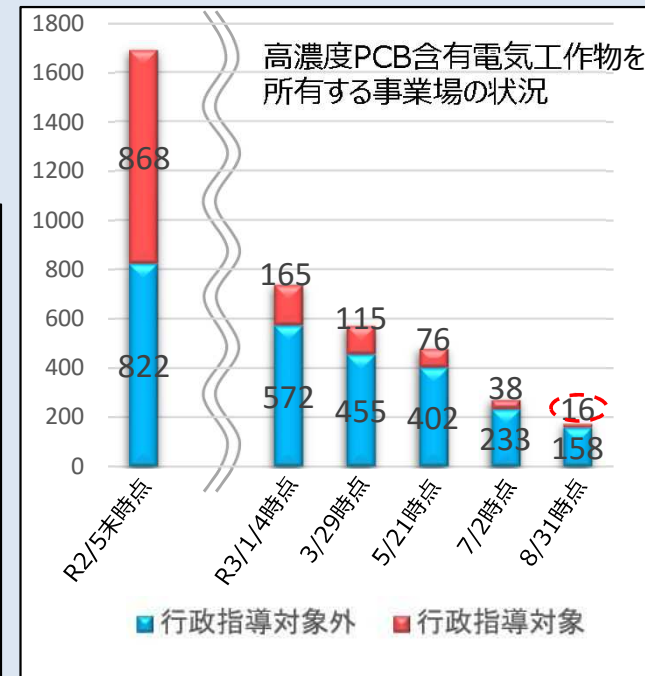
▶ 上記①②の結果、連絡先不明事業場の現地調査を実施 (4件)。

●行政指導対象外事業場 (青グラフ) への取組 **572件 → 158件まで絞込**

①督促文書第3弾の発出

▶ 郵便と個別電話により、廃止確認・管理状況届出を督促。

同時にアンケートを実施し、廃止予定年月に向けての処分計画・準備状況を確認。



行政指導対象：16事業場(8/31時点)

以下3点を全て満たす事業場

- ①高濃度使用中、②管理状況未届出
- ③JESCO未登録
- ・督促対応中 : 13件
- ・現地調査対象 : 3件

2. 新たに届出書が提出された事業場への対応

★昨年度末までに行った「督促第3弾」により、新たに22件 (内訳 廃止済8件、使用中14件) の設置届等の届出書が提出

○これまで未届出であった理由

- ①建物解体にともなう高圧受電設備処分の準備中に発見された (主任技術者の見落としの可能性あり。) → 2件
- ②監督部への届出についての認識不足。(JESCO登録・自治体のPCB特措法届出・工事計画等の処分に向けた準備は実施。) → 20件

<上記を踏まえた追加的対応>

- ▶ 電気保安法人・電気管理技術者団体への要請文発出により、主任技術者にPCB含有電気工作物の再確認と届出漏れ防止の注意喚起。
- ▶ 各種講演会での説明 (※監督部HPに掲載中の主任技術者セミナー資料及び講演動画の紹介を含む)、業界誌への掲載による周知。

2-8. 中部ブロックの取組 (中部近畿産業保安監督部)

高濃度PCB処理状況 (東海側) (JESCO豊田エリア処分期間 : 2022年3月末)

1. これまでの取組

- ・報告規則に基づく未手続き事業者への立入調査及び書面による督促通知の実施
- ・未手続き事業者に対し、調査若しくは、電事法に基づく立入検査を実施
- ・使用中の全事業者に対して手続き依頼及び早期処理促進の督促状を送付
- ・既廃止事業場の洗出しと既廃止事業場の現地確認等による廃止(※)
- (※)現地確認で事業場の存在が認められない場合などにより廃止とみなすこと。

2. 広報活動等

- ・PCB機器処理促進を促すため、関係機関の機関誌等に処理促進の記事を掲載
 - (一社)日本電気協会中部支部発行の機関誌「きらきら」
 - (一財)中部電気保安協会発行の機関誌「電気と保安」
 - 中部電力ミライズ株式会社発行のメルマガ「ビジエネメルマガ」
 - 静岡県発行の機関誌「広報しずおか」
 - 静岡区役所の待合室モニターへの掲載

3. 他機関、自治体との連携

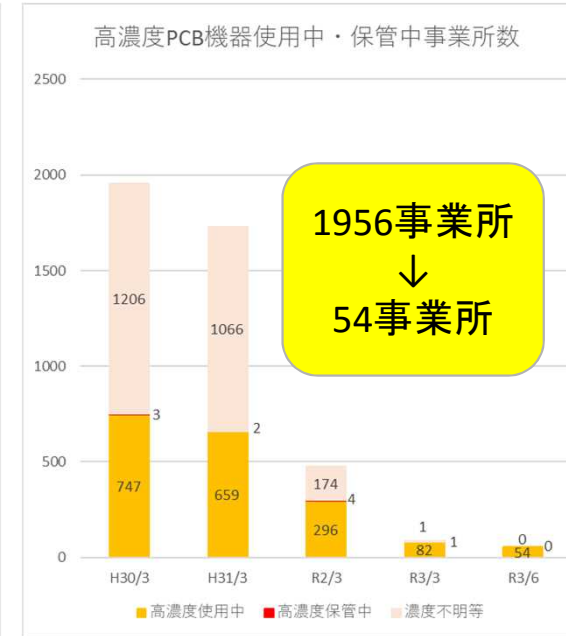
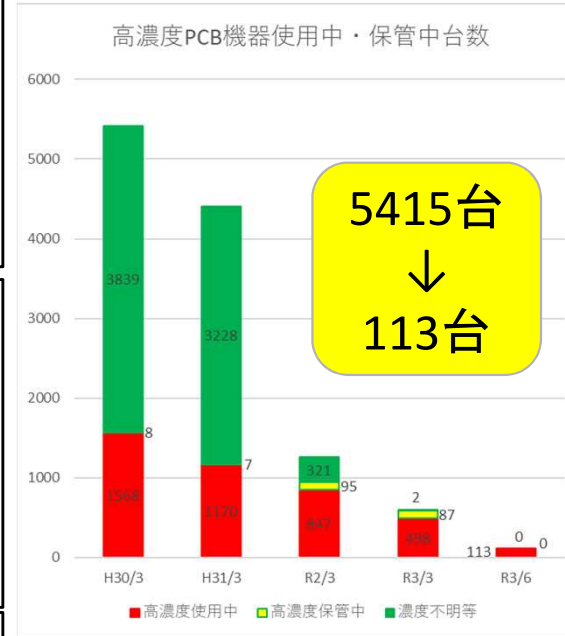
- ・環境事務所、自治体、JESCOとの合同立入調査を実施
- ・環境事務所主催のPCB廃棄物早期処理関係者連絡会への参加
- ・環境事務所主催による定例(令和3年5月から月1回)連絡会への参加

4. 現状の課題

- ・現地訪問や督促通知実施も、担当者の繁忙等を理由に報告規則に基づく手続きがなされない。(1事業所3台)
- ・費用負担に納得できないという理由で機器を廃止しようとせず、また報告規則に基づく手続きもなされない。(1事業所1台)

5. 実施中の取組及び今後の予定

- ・報告規則に基づく手続きがなされない事業者に対し、手続き及び処理促進の督促状を送付(7月)
- ・現地訪問や督促通知実施後も担当者が繁忙等を理由に手続きがなされない事業者に対して立入検査を実施する。
- ・環境事務所、自治体、JESCOと定期的な会合を行い、現状について共有を図るとともに、機器使用中の事業者に対し、合同で処理促進を指導する。
- ・自治体等から、新たに使用中の高濃度PCB機器があるとの連絡があった場合、詳細なデータを入手し、事業者における機器の使用状況を確認して、報告規則に基づく手続き及び処理促進を指導する。



高濃度PCB含有機器の処分期間終了まであと1年!

処分期間終了後は機器の処分ができません!

【お問い合わせ先】

使用中：経済産業省 中部近畿産業保安監督部 052-954-2187
 処分終了に関するお問い合わせ：環境省・中部地方環境事務所資源循環課 052-955-2132

【お問い合わせ先】

保管・処分：【東海圏】 052-954-2126 (名古屋市東区) 052-972-2392
 岐阜県 058-272-8217 (岐阜市) 0582-34-6710
 静岡県 054-244-0476 (静岡市) 054-31-0471
 静岡県 054-211-9424 (浜松市) 054-23-6871
 静岡県 054-239-7167 (浜松市) 054-24-1975
 静岡県 054-211-1364 (浜松市) 054-21-1364
 静岡県 053-622-8120 (浜松市) 053-622-8120
 静岡県 056-224-7320 (浜松市) 056-224-7320

(一社)日本電気協会中部支部発行の機関誌「きらきら」令和3年3月号に掲載。購読者は主任技術者等

2-9. 北陸ブロックの取組（中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署）

高濃度PCB処理状況（北陸産業保安監督署）（JESCO北海道エリア処分期間：2022年3月末）

1. これまでの取組

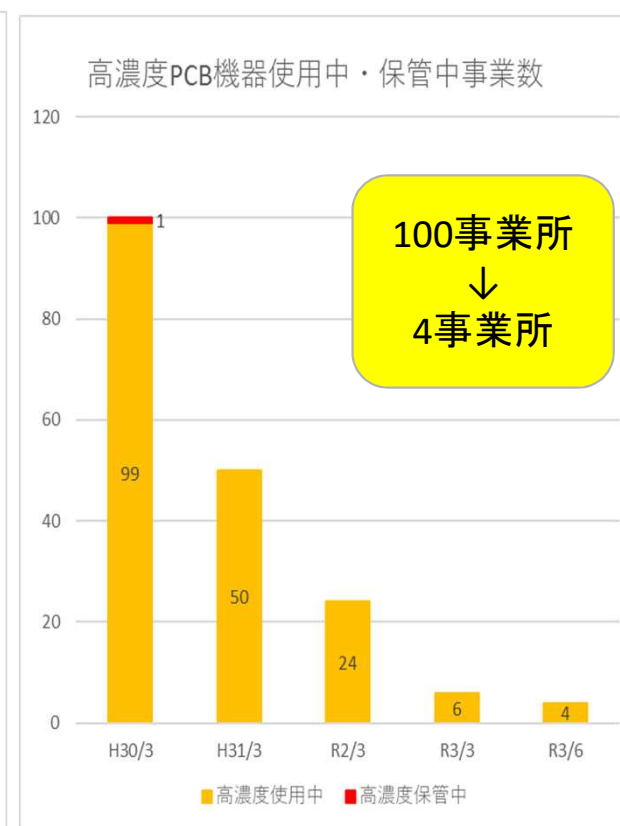
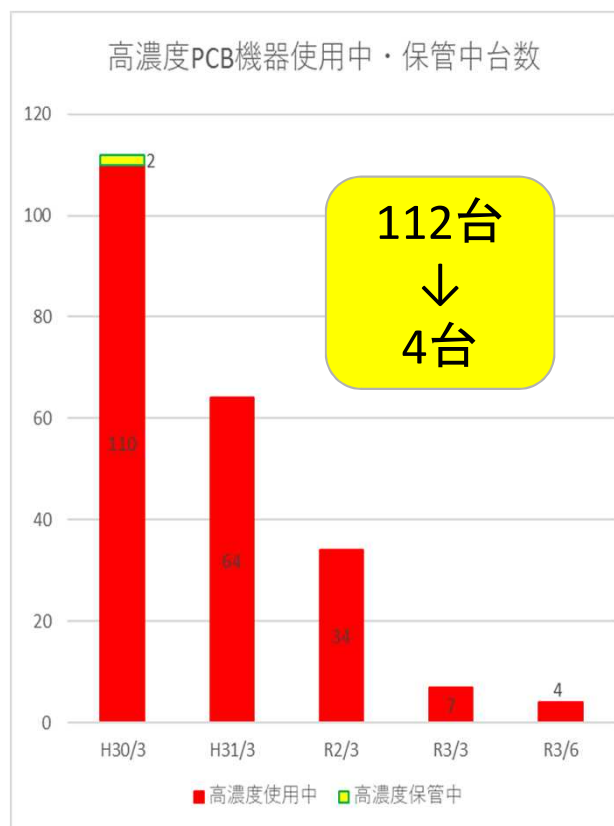
- ・報告規則に基づく未手続き事業者への立入検査及び電話による督促の実施
- ・使用中の全事業者に対して、廃止予定を確認

2. 広報活動等

- ・PCB機器処理促進を促すため、関係機関の機関誌等に処理促進の記事を掲載
 - （一社）日本電気協会北陸支部発行の機関誌「電気と工業」
 - （一財）北陸電気保安協会発行の機関誌「でんきほあん」
 - （一社）北陸電気管理技術者協会発行の機関誌「でんきかんり」
- ・北陸産業保安監督署主催の自家用電気工作物設置者会議を開催
 - 高濃度PCB廃棄物の期限内処理について講演（講師：環境事務所、JESCO）

3. 他機関、自治体との連携

- ・環境事務所、自治体、JESCOとの合同立入調査を実施
- ・環境事務所主催のPCB廃棄物早期処理関係者連絡会への参加
- ・環境事務所主催による定例（令和3年7月から月1回）連絡会への参加
- ・環境事務所、自治体へ報告規則に基づく届出情報の提供



4. 現状の課題

- ・全事業者において報告規則に基づく手続きはされているが、廃止予定を期限間際に行っている事業者に対して、早期廃止を促す。

5. 実施中の取組及び今後の予定

- ・環境事務所、自治体、JESCOと定期的な会合を行い、現状について共有を図るとともに、機器使用中の事業者に対し、合同で処理促進を指導する。
- ・自治体等から、新たに使用中の高濃度PCB機器があるとの連絡があった場合、詳細なデータを入手し、事業者における機器の使用状況を確認して、報告規則に基づく手続き及び処理促進を指導する。